

災害を受けた場合の 労働保険料等の納付猶予の制度について

災害による納付の猶予

災害の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

納付の猶予が認められると、

- ① 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ② 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

猶予の要件

- ① 事業主が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、全積極財産（負債を除く資産）のおおむね 20%以上に損失を受けたこと
- ② 納付すべき労働保険料等が、①の損失を受けた日以後 1 年以内に納付するものであること（労働保険料等の納期限が、その損失を受けた日以後に到来するものであること）
- ③ 申請書が提出されていること

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1 年の範囲内（※）で、被害のあった財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して決定されます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、通常の納付の猶予（裏面参照）を申請することにより、災害による納付の猶予の猶予期間と合わせて最長 3 年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「納付の猶予申請書（災害猶予）」などを提出する必要があります。
 - ② 災害がやんだ日（※）から 2 か月以内に申請する必要があります。
- ※ 申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合があります。

通常の納付の猶予

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

納付の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

猶予の要件

- ① 次のいずれかに該当する事実があること
 - ・ 財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ・ 事業主又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ・ 事業を廃止し、又は休業したこと
 - ・ その事業につき著しい損失を受けたこと
 - ※ 「著しい損失」とは、申請前の1年間において、その前年の利益額の2分の1を超える損失（赤字）を生じた場合をいいます。
 - ・ 上記に類する事実があった場合には、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください
 - ※ 保険料の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、災害による納付の猶予制度があります（表面参照）。
- ② ①の該当事実により、納付すべき労働保険料等を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする労働保険料等の金額に相当する担保の提供があること

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、**1年の範囲内**（※）で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く労働保険料等を完納することができると認められる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「納付の猶予申請書」などを提出する必要があります。
- ② 猶予に該当する事実発生後、猶予を受けようとする期間より前に申請する必要があります。
- ③ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。
 - ※ 100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合、担保として提供することができる財産がない場合は担保を提供する必要はありません。

換価の猶予

労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合で、要件の全てに該当するときは、換価の猶予が認められます。

換価の猶予が認められると、

- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ③ 必要があると認められる場合には、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えが猶予又は解除されます。